

令和 7 年 6 月 27 日
財 務 省

令和 7 年度 予算執行調査の調査結果の概要 (6 月公表分)

- 本年度の予算執行調査については、4月1日に30件の調査事案を公表。
- 今般、このうち、調査の終了した28件の調査結果を公表。
- 必要性、有効性、効率性の観点から調査を実施し、今後の改善点、検討の方向性を指摘。
- これらの調査結果については、各府省に対し今後の予算編成や予算執行において確実に反映するよう要請。
- 残りの調査事案については、引き続き調査を行い、調査が終了次第、公表する予定。

(参考)

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会の多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しや執行の効率化等につなげていく取組です。

令和7年度予算執行調査事案一覧

< 調査結果を公表する事案 (28件) >

No.	府 省 名	調 査 事 案 名	指摘内容(注1)			フォローアップ調査 (注2)	調 査 主 体 (注3)	取りまとめ 財務局	特 別 会 計 (注4)
			① 必要性	② 有効性	③ 効率性				
1	内 閣 府	災害救助費等負担金(仮設住宅の早期供与等)	○	○	○		本 省		
2	内 閣 府	沖縄科学技術大学院大学学閥関連経費	○	○	○	令 和 元 年 度	共 同	関 東	
3	内 閣 府	産後ケア事業		○			本 省		
4	総 務 省	女性消防吏員の更なる活躍推進	○	○	○		本 省		
5	法 務 省	医療専門施設等の整備の適正化	○				本 省		
6	デ ジ タ ル 庁 外 務 省	情報システムの効果検証(外務省情報システム)		○	○		本 省		
7	外 務 省	無償資金協力(うち政府間で交換公文を締結するもの)		○	○		本 省		
8	財 務 省	酒類業振興支援事業費補助金		○	○		共 同	東 海	
9	文 部 科 学 省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(建造物・史跡)	○	○			共 同	近 畿	
10	文 部 科 学 省	私立大学等経常費補助金(定員割れ私立大学の経営改善の取組等)	○	○	○		本 省		
11	文 部 科 学 省	博士課程学生への経済的支援(次世代研究者挑戦的研究プログラム(SPRING))	○	○	○		本 省		
12	文 部 科 学 省	競技力向上事業			○		本 省		
13	厚 生 労 働 省	小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業		○			本 省		
15	厚 生 労 働 省	国民健康保険組合療養給付費補助金等	○				共 同	四 国	
16	厚 生 労 働 省	認定職業訓練実施奨励金		○	○		本 省		※1
17	農 林 水 産 省	森林・林業担い手育成総合対策		○			共 同	東 北	
18	農 林 水 産 省	漁業構造改革総合対策事業		○	○		共 同	北 海 道	
19	農 林 水 産 省	小麦・大豆の生産の実態		○	○		共 同	福 岡	※2
20	経 済 産 業 省	独立行政法人日本貿易振興機構による新輸出大国コンソーシアム事業及び越境EC等利活用促進事業			○		本 省		
21	経 済 産 業 省	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金		○			本 省		
22	国 土 交 通 省	道路メンテナンス事業補助制度		○			本 省		
23	国 土 交 通 省	自動運転社会実装推進事業			○		共 同	近 畿	
24	国 土 交 通 省	特定都市河川浸水被害対策推進事業		○			本 省		
25	国 土 交 通 省	離島振興事業		○			本 省		
26	国 土 交 通 省	国際クルーズ旅客受入機能高度化施設整備事業等		○			本 省		
27	環 境 省	特定外来生物防除等対策事業			○		共 同	中 国	
28	防 衛 省	民間船舶の運航・管理事業(PFI船舶)経費		○	○	令 和 5 年 度	本 省		
29	防 衛 省	企業にインセンティブを与える契約制度	○	○	○		本 省		
合 計			9	22	17				

(注1) 指摘内容の分類は以下のとおり。

- ①: 事業等の必要性(事業等の目的が国民や社会のニーズに合致しているか、また、国の関与の必要性があるか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ②: 事業等の有効性(事業等の目的や目標に照らして、どのような効果が生み出されたか等)について検証を行い、事業等の全部又は一部の廃止を含めた見直しや、より有効な実施方法等への見直しを求めた事案。
- ③: 事業等の効率性(必要な効果がより少ない資源量で得られるものが他にないか等)について検証を行い、単価設定や実施方法等への見直しを求めた事案。

(注2) 「フォローアップ調査」: 前回調査の指摘事項の改善状況等を確認する調査。前回調査実施年度を掲載。

(注3) 「本省」: 本省調査(財務省主計局の予算担当職員が実施する調査)

「共同」: 共同調査(財務省主計局の予算担当職員と財務局職員が共同で実施する調査)

(注4) ※1は「労働保険特別会計」、※2は一般会計のほか「食料安定供給特別会計」である。

(5) 医療専門施設等の整備の適正化（法務省：一般会計）

調査事案の概要

刑務所等の刑事施設は、犯罪をした者等を収容し、矯正処遇を通じ再犯を防止するための施策等を実施している。この刑事施設に収容された者について、法令に基づき健康管理等を行うため、医療専門施設等を設置し、医療に関する人的・物的資源を整備している。

しかし、当該施設の一部の利用が低調と見受けられたことから、医療専門施設等の医療資源の活用状況等の調査を実施した。
【調査対象予算額】令和6年度（補正後）：44,362百万円　ほか（参考　令和7年度：18,503百万円）

調査結果

○ 医療に関する人的・物的資源が十分に活用されていない

- 医療専門施設等の病床利用率を調査したところ、各施設の病床利用率は低調であった。また、病院相当の規模である東西の成人矯正医療センターの病床利用率は【表】のとおり低調であり、厚生労働省統計による一般の病院と比較しても**病床を十分に活用できているとは言い難い状況であった。**

【表】各年における医療専門施設（2庁）の病床利用率

	令和4年	令和5年	令和6年
東日本成人矯正医療センター	49.02%	46.51%	42.35%
西日本成人矯正医療センター	25.28%	24.32%	28.74%
一般の病院※	75.3%	75.6%	—

※ 厚生労働省統計「医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況」から引用

- 高額（一千万円以上）な医療機器について令和6年度の使用回数を調査したところ、上記2庁が計54台保有している機器のうち、11台（約20%）の機器の使用回数が月1回以下であった。
- 1日あたりの医師1人に対する診察件数を調査したところ、診察件数10件以上の施設が38庁ある一方で、診察件数3件未満である施設が12庁あるなど、**施設により医師の業務量に偏りが見られた。**
- 刑事施設間における医療のための患者受入等の実施件数は過去3年間おおむね横ばいであったが、**外部医療機関への移送件数は年々増加傾向にあった。**

今後の改善点・検討の方向性

医療資源の活用状況について

- 医療資源が十分に活用されていない現状を踏まえ、例えば
 - 使用頻度の低い医療機器を必要性の高い施設へ管理換えする等、保有する機器がより効率的に活用できるよう検討すべきである。
 - 医療従事者の業務量を更に分析し、適切な配置を検討すべきである。
 - 低調な病床利用状況を考慮し、外部医療機関に入院させている者のうち、容体等を考慮し、医療専門施設等の設備で受入可能な者については更なる受入れを図るべきである。
- その上で、一般の医療施設とは異なり、刑事施設内の医療という特殊性があり収容動向の推移も考慮する必要があるが、医療資源が十分に活用されていない施設においても運営等に一定のコストがかさむことを考慮し、上記を踏まえても医療資源の活用状況の改善が見られない場合は、**適正な施設規模となるよう整理合理化を図るべきである。**

(7) 無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）（外務省：一般会計）

調査事案の概要

無償資金協力※については、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施するものと外務省が直接実施するものがあり、それぞれ適切な執行管理がなされているか調査を行った。（※）政府間で交換公文を締結するもの

【調査対象予算額】令和6年度：156,200百万円の内数（参考 令和7年度：151,440百万円の内数）

調査結果

1. JICAが実施するものについて

○ JICAに残存する支払前資金について、一層の活用余地がある。

- 独立行政法人国際協力機構法改正を受け、令和7年度に約50億円を他の案件に活用することとしたが、支払前資金の活用基準を見直せば一層の活用余地がある。

○ 外務省に、JICAに交付せず活用されていない資金が蓄積している。

- 令和6年度に外務省がJICAへ交付を決定した複数年案件※のうち、進捗の遅れ等により実際には資金がJICAへ交付されず外務省にとどまった案件が117件（351億円）存在していた。うち4件（38億円）は、過去に外務省が交付していた同一案件に係る前々年度分の資金すらJICAが相手国に支払うに至っておらず、そのような令和6年度の資金需要が見込まれない案件に、追加の交付決定をしておく必要性がなかった。

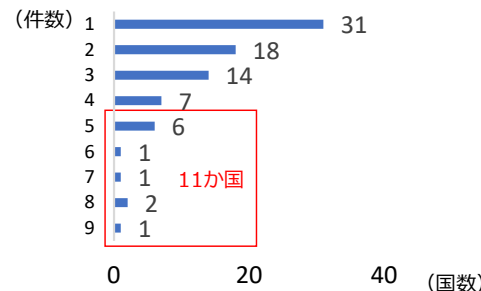
（※）進捗が順調な場合、外務省からの資金交付とJICAによる支払いが毎年行われる。

2. 外務省が直接実施するものについて

○ 進捗していない既存案件が多い国にも新規案件が追加され、相手国に支払われたまま残存している資金が積み上がっている。

- 相手国の資金口座に残存している金額は1,279億円あり、うち562億円は3年以上残存している案件で、81か国、205件であった。
- うち11か国はそうした案件を5件以上抱えており【図】、このうちの10か国に対しては新たな案件（総額120億円）が開始されていた。

【図】 3年経過してもなお完了していない案件（令和6年度末）の数と国数の分布（n=81）



今後の改善点・検討の方向性

1. JICAが実施するものについて

① 支払前資金について

JICAは、基準の細分化を行うなどにより、更なる活用可能資金が存在しないか精査し、資金管理の更なる見直しを徹底すべき。

② JICA交付前資金※について

外務省及びJICAは、複数年にわたって実施される案件について、案件の進捗状況や支払状況を踏まえた適切な執行管理を徹底すべき。

外務省は、当該年度に相手国への支払予定が立たない案件については、JICAへの交付決定を見送るなど、支払時期に応じた交付を行うべき。

（※）JICAへ交付されず外務省に残存している資金

2. 外務省が直接実施するものについて

外務省は、案件の進捗管理を適切に行うとともに、毎年度の未支出残高の状況についてHP等を通じて公表すべき。

また、日本の顔が見える二国間ODAの意義を最大限達成するため、資金管理方法の見直しを行うなど、資金残高が過度に滞留しない仕組みとすべき。

(8) 酒類業振興支援事業費補助金（財務省：一般会計）

調査事案の概要

酒類事業者による、日本産酒類のブランディング、インバウンドによる海外需要の開拓などの海外展開に向けた取組及び国内外の新市場開拓などの意欲的な取組を支援することにより、日本産酒類の輸出拡大及び酒類業の経営改革・構造転換を図るとともに、酒類業の健全な発達を促進することを目的とした事業であり、これまでの酒類業振興支援事業等による支援の効果について検証を行うものである。【調査対象予算額】令和6年度：600百万円（ほか（参考）令和7年度：600百万円）

調査結果

○ 約4割の補助事業者が目標値未達成【図1】

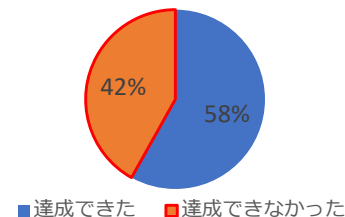
- ・（要因1）新市場開拓等の取組（新市場開拓支援枠）では、事業内容の多くが設備整備であり、既存商品の製造にも必要な設備（麹室）が老朽化したため修繕を実施した例等、市場拡大に寄与するか疑念の残るものが見られたこと等。
 - ・（要因2）海外展開に向けた取組（海外展開支援枠）では、現地での試飲会等PR活動が多く行われているものの、日本産酒類への認知度不足のため想定より効果が出ないこと、輸出交渉や手続に多大な労力や時間を要するため、効果の出現までに時間を要すること等。
- ⇒ PR活動等の後も継続的に渡航し、交渉を繰り返すこと等の取組が必要。

○ 海外展開支援枠のうち約4割の補助事業者は効果がなかったと回答

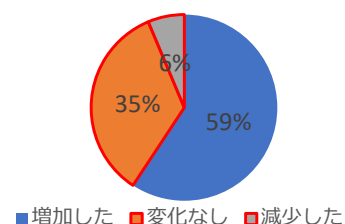
【図2】

- ・（要因）海外市場における日本産酒類の認知度不足、効果の出現に時間を要するとの理由のほか、**リソース不足からそもそも輸出に取り組むことができない**と回答している補助事業者が複数認められた。
- ⇒ 酒類事業者は小規模事業者が多く、単独でリソース不足を解消することは難しいことから、**個社の活動を中心とした事業に支援する形で輸出拡大は難しい**のではないかと考えられる。

【図1】目標値の達成割合
(n=437)



【図2】輸出額の効果
(n=253)



今後の改善点・検討の方向性

1. 目標値の達成状況について

本事業の目的に沿った成果が得られるよう、交付決定時の審査において、

- ・設備整備は市場拡大に寄与するか
- ・目標と事業内容は乖離していないか

について厳格な審査を行うべきである。

現地でのPR活動等については、対象国の選定の考え方やPR活動等の後の取組までも含めた計画を精査し、輸出拡大の実現可能性の高い事業者への補助に限定する等の見直しをすべきである。

2. 海外展開支援枠について

輸出拡大に向けた事業実施体制が整っていないと認められる酒類事業者が主に行う事業については、補助を行わないこととする等の見直しをすべきである。

小規模な酒類事業者については、リソース不足を補うことで輸出拡大の可能性があると認められる事業者を支援する仕組みを検討すべきである。

【好事例】地域の産業維持の観点から、他業種の地方大手企業が試飲会等PR活動の運営から輸出交渉、手続まで酒類事業者を伴走支援することを目的とした事業

調査事案の概要

令和3年度から各大学に対して博士課程学生の生活費相当額・研究費及び博士人材のキャリアパス整備費を支援している「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」（JST事業）について、調査対象先の大学及び博士課程学生等（※）に対して書面調査を行い、効果的・効率的な支援の在り方を検証した。【調査対象予算額】令和5年度補正（第1号）：49,901百万円　ほか（参考　令和7年度：－）

（※）①令和3年度にSPRINGに採択され、かつ、令和6年度にもSPRINGに採択されて継続的にキャリアパス支援を実施している59大学。
②令和6年度に①の博士課程に在籍していた者（令和4年度、5年度又は6年度にSPRING支援に選抜された者（以下「SP支援学生」という。）を含む。）。
（参考）「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、生活費相当額程度を受給する博士課程学生を、2025年度までに従来（平成30年度）の3倍（約22,500人）に増加させることが目標として明記。

調査結果

○ 日本人等学生に対するキャリアパス支援の効果は乏しい

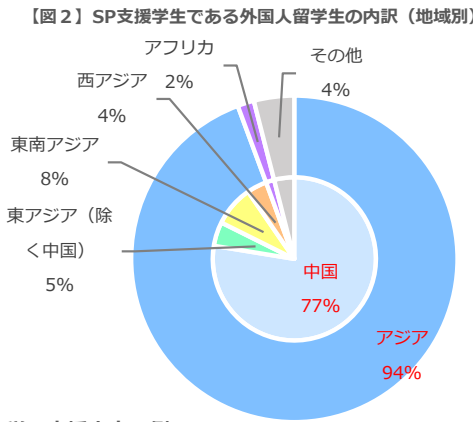
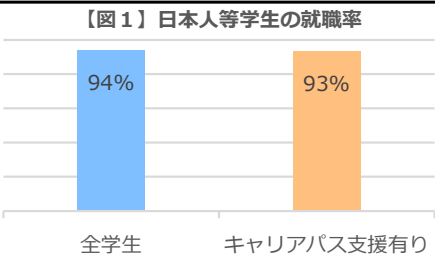
- SPRINGによる支援が開始した令和3年度（同年度に博士課程修了者がいない大学は令和4年度）と令和5年度のSP支援学生の就職率を比較したところ、大規模大学では53%、中規模大学では67%の大学のSP支援学生の就職率が低下していた。
- SP支援学生のうち「キャリアパス支援を受けたことがある」と回答した日本人等学生の就職率は、全学生（回答者）の就職率とほとんど変わらない【図1】。

○ SP支援学生である外国人留学生の国籍に偏り

- 令和6年度に博士課程に在籍していたSP支援学生（10,125名）のうち約4割が外国人留学生であった。外国人留学生の国籍は、約8割が中国となっており、アジアのみで9割を超えていた。

○ 学生への支援のメリハリ付けが一部の大学でしか行われていない

- 大半の大学が全SP支援学生に対して一律で一定額を支援しており、優秀な学生に対して支援額を上乗せすることで競争原理を働かせ、効果的な支援を行っている大学は一部のみにあった【表】。



【表】各大学の支援内容の例

大学名	支援内容
A大学	研究奨励費等 区分1：特に優秀な学生（25%程度）：年額290万円（生活費相当額240万円、研究費50万円） 区分2：その他優秀な学生（75%程度）：年額272万円（生活費相当額222万円、研究費50万円）
B大学	研究奨励金 15万円（月額） ※年次評価により優秀と判断された研究員は、月額18万円または月額20万円に増額 研究費 40万円（年額）＋追加研究費 ※追加研究費として、年度の途中で学生の計画に基づき配分することがある

今後の改善点・検討の方向性

1. キャリアパス支援の効果について

日本人等学生に対するキャリアパス支援の効果は乏しいことから、事業の廃止を含め、在り方を見直すべき。

2. 外国人留学生の国籍の偏りについて

支援学生の選抜を各大学任せにせず、我が国の学生への支援とのバランスに留意するとともに、経済安全保障や昨今の国際情勢の変化も踏まえ、多様な国籍の留学生を確保し、国際頭脳循環の強化に資する制度に見直すべき。

3. 学生への支援のメリハリ付けについて

学生への支援額の設定を各大学任せにせず、学生の能力に応じて支援額に差を設けることを制度化するなど、効果的・効率的な支援の在り方を検討すべき。

4. まとめ

キャリアパス支援については、効果が乏しいことから、事業の廃止を含め、在り方を見直すべき。
博士課程学生への研究奨励費（生活費）支援については、貸与奨学金など他の経済的支援との組合せも含めた優秀な学生への支援の在り方を見直すべき。
本年度内に策定される次期科学技術・イノベーション基本計画の検討にあたっては、博士課程学生の生活費支援受給者数の目標値の考え方（国籍、貸与奨学金受給者の扱いを含む。）を改めるべき。

(15) 国民健康保険組合療養給付費補助金等（厚生労働省：一般会計）

調査事案の概要

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）に対する国庫補助については、所得水準に応じて補助率が決定される定率補助、財政力や保険者機能強化の取組等に応じて支給される調整補助金で構成される。今般、国保組合への財政支援の在り方を検討するため、各組合の所得状況や財政状況、保険料水準等について、実態調査を行った。

【調査対象予算額】令和6年度：234,339百万円　ほか（参考　令和7年度：231,372百万円）

調査結果

1 所得水準は業種ごとの差が大きい

- 定率補助の補助率の設定に用いる「平均所得」※は、業種ごとのバラツキが大きく、特に補助率13%（「平均所得」240万円以上）の組合の間での所得状況には大きな差異が存在する可能性がある。（現行の計算方法では組合ごとの所得水準を正確に判定できていないと考えられる。）【図1】

※各組合の被保険者（組合員とその家族）の市町村民税の課税標準額について1人当たり平均を計算したもの。現行の運用では、この「平均所得」の計算上、被保険者1人当たり1,200万円を上限としている。

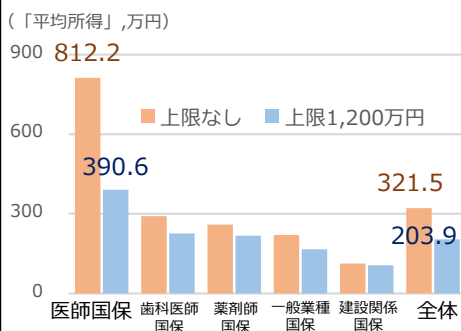
2 相当規模の準備金を保有する組合が存在する

- 準備金の保険給付費に対する割合について、協会けんぽより高かったのは71組合。また、その割合が最も大きい組合は503%にも上った【図2】。

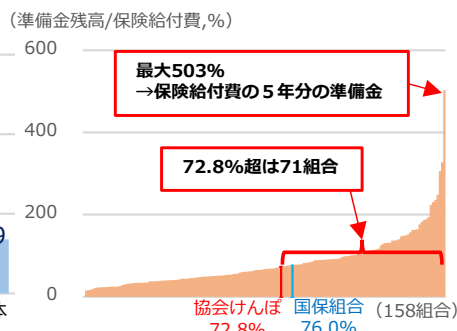
3 他の制度に加入するケースと比べ、保険料額が低くなっている場合もある

- 保険料が定額の組合の保険料賦課額について、高所得の組合の事業主への賦課額は市町村国保に加入した場合の賦課額を下回るケースがある【表】。

【図1】 業種ごとの所得の状況



【図2】 各組合の準備金割合（令和5年度）



【表】 保険料が定額の医師国保の保険料（被保険者1人当たり賦課額、年額、医療分のみ）

事業主	従業員	
	うち、医師	その他
43.9万円	42.7万円	12.4万円

【市町村国保】66万円/年
（東京都、課税標準額812.2万円の場合）

今後の改善点・検討の方向性

1 所得水準と定率補助の区分について

国保組合に対する**定率補助の区分**については、高所得の組合の補助率13%の区分を細分化するなど、**所得状況に応じたきめ細かな設定とすべき**。

また、「平均所得」の計算で用いている「上限1,200万円」の撤廃も含め、**公平性の観点から、所得水準の判定方法についても見直しを検討すべき**。

2 財政状況と補助率について

国保組合への国庫補助の仕組みについて、準備金割合の勘案も含め、**各組合の財政力に応じた効率的な支援が的確に実施されるよう、必要な見直しを検討すべき**。

3 保険料について

国保組合への国庫補助の見直しに当たっては、応能負担の徹底や保険者機能の強化の観点から、**被保険者の保険料水準の実態についても把握した上で検討を深めるべき**。

調査事案の概要

漁業者による収益性の高い新たな操業等を促進するため、多目的漁船の導入等の収益性向上の実証に取り組む事業である。長期間同様の事業を継続しているが、多くの事業が実証期間後にどうなったか不明な状態であるため、本事業の効果や必要性を長期的な目線で検証し、より効果的な予算執行へつなげることを目的に調査を実施した。

【調査対象予算額】令和6年度（補正後）：8,103百万円　ほか（参考　令和7年度：1,189百万円）

調査結果

○ 実証事業のために導入した設備が使用されず遊休化している

- ・ 実証期間中に導入した設備において、**遊休化していたもの（11件）が確認され、基金管理団体及び水産庁はその事実を十分に把握していなかった。**
- ・ 遊休化した設備には、収益性向上に直接的に結びつかない、船員の負担が増加するとの類似性が見られたほか、漁法転換時に稼働率を高めに見積ったものも確認された。

【写真】遊休化事例
（サバ餌作成用のミンチ機）



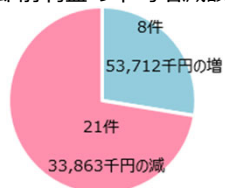
○ 過去の実証事業から漁業種類や対象魚種等の違いによる手法の成否を検証した上で、効果的な実証事業の組成が必要

- ・ 長期間の航海を行う遠洋漁業においては、船の「大型化」による操業効率の改善等によって収益性改善が認められる一方で、それ以外の省エネ・省力化等の取組は十分な効果があがっていない【図1、2】。
- ・ 不漁魚種においても、漁獲量増加が困難な一方で、船の「小型化」による柔軟な操業等によって、収益性改善の可能性がある【図3】。
- ・ その他、「協業体制の見直し」は収益性改善が認められる一方で、「複合化」は実証期間中だけでの成否の判断が困難となっている。

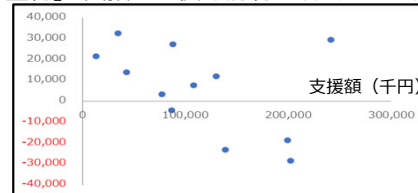
【図1】船の「大型化」
償却前利益の平均増減額



【図2】省エネ・省力化等
償却前利益の平均増減額



【図3】船の「小型化」 支援額と償却前利益増減額との関係



今後の改善点・検討の方向性

1. 実証事業のために導入する設備について

実証期間終了後であっても、**基金管理団体及び水産庁は事業実施者の動向を把握し、適切にフォローアップすべき。**

導入する設備については、収益性改善に直結する設備に限定する、過去導入に失敗した機器を除外する等により**設備の遊休化を防ぎ、効率的な予算活用に努めるべき。**

2. 効果的な実証事業の組成について

海洋環境の変化や人手不足等の厳しい環境下においては、過去の事業を踏まえて、**実証事業の成功につながる手法を整理し、実証事業のメニューやその要件を設定するなど、中央協議会等と連携しつつ、水産庁として一定の指針を示すべき。**

なお、実証期間だけで成否の判断が難しい事業もあるため、その後の動向も踏まえ、過去の事業の成果を検証し、単なる要件や選定の見直しだけでなく、**今後の実証事業の在り方を検討すべき。**

調査事案の概要

地域づくりの一環として行うバスサービス等について、自動運転レベル4の社会実装・事業化を後押しするため、自動運転を社会実装するまでの初期費用を国土交通省が自治体等に対して補助するものであり、本事業が自動運転技術を活用した持続可能な移動サービスの構築に向けて活用されているかを検証するため、現在採択されている自治体等に対して調査を実施した。

【調査対象予算額】令和6年度：21,405百万円の内数　ほか（参考　令和7年度：20,905百万円の内数）

調査結果

○ 短距離の実証にとどまっている事例がある

- ・ 1便当たりの自動運転の実証実験距離については増加傾向にある。ただし、一部では短距離（例：200m）の実証にとどまっているものも存在する【図】。

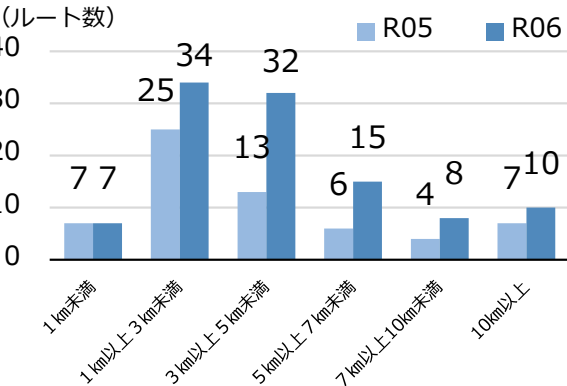
○ 既存の有人路線の置き換えを予定しているか

- ・ 令和6年度において実証事業を実施していないルートを除き、自動運転を実装した場合の既存有人路線の置き換え予定について確認したところ、「現段階では未定」という回答が7割程度と最も多く、さらに、若干ではあるが、そもそも「自動運転の実装予定なし」という回答も1割程度存在した【表】。

○ コスト面での課題

- ・ 中型・大型の自動運転バス1台当たりの事業費は平均約1.5億円となっており、中でも自動運転バスの車両費は1台平均約1.1億円であった。平均的な路線バスの1台当たりの価格が約0.2～0.3億円であることを踏まえると相当高額となっている。

【図】 1便当たり自動運転走行距離別
実証ルート数



【表】 有人路線の置き換え予定

置き換え予定	ルート数
有人路線を置き換える	27
置き換えない※	7
自動運転の実装予定なし	10
現段階では未定	87

※「置き換えない」と回答した自治体等では、既存の有人路線バスとの併用や新規路線の運行が想定されている。

今後の改善点・検討の方向性

1. 実証実績について

社会実装に向けて低調な取組や、取組に深化が見られないような事業への対応として、実績評価の仕組みを導入すべきである。事業者である自治体等においては、あらかじめ自動運転レベル4実装に至るまでのマイルストーンを設定した計画を策定し、事後に自治体等のみならず国においても達成状況を評価し、結果を公表すべきである。あわせて、本事業の趣旨に沿った実証を行う事業者を支援することを可能とするため、本取組を補助金採択時においても活用すべきである。

持続可能性を踏まえた計画策定が補助金採択の要件となっていることを踏まえると、有人路線を置き換えたり、置き換えなくとも新たなルートを設定するといった社会実装に向けた実証ルートとなっているかどうかも含めて補助金採択時の要件とすべきである。

2. 事業費について

自動運転バスの車両費は非常に高額となっており、自動運転によって削減可能な労務費を踏まえても採算性に乏しく、費用低減に向けた取組を推進していく必要がある。

社会実装後の運営については、国費に頼ることなく、運行収入や独自の資金確保によって維持すべきである。国としても採算面の課題について対応していく必要があり、地域交通を維持するために、独自の資金確保努力を支援していくことも考えられる。

(29) 企業にインセンティブを与える契約制度（防衛省：一般会計）

調査事案の概要

防衛装備庁は、企業の費用低減意欲を促す観点から、①報奨の額、②インセンティブ契約制度、③作業効率化促進制度、④共同履行管理型インセンティブ契約制度を導入している。予算を効果的かつ効率的に執行していく観点からも、これらの制度は有効に機能する必要があるところ、これら制度が企業にとって積極的に適用しやすい仕組み・運用となっているか、費用低減意欲を促す上で効果的・効率的な仕組み・運用となっているか調査を行った。

【調査対象予算額】令和6年度：5,794,315百万円（契約ベース）　ほか（参考　令和7年度：8,718,217百万円（契約ベース）の内数）

調査結果

○ 報奨の額

概要 前例となる契約価格と比較し、価格が低減している場合、要因を問わず低減額の80%を加算

- ・ 回答企業（68社）の約6割（40社）が制度内容を把握せず、更にその半数（20社）が制度の存在自体を把握していなかったことから、**認知状況が著しく悪い**と言える。
- ・ 加算実績がある企業（21社）の約6割（13社）が、適用の事実を認識していなかった。さらに、その約半数（7社）は制度内容も把握しておらず、**本制度が契機となった費用低減とは言い難いものに対する加算実態がある**ことが判明した。

○ インセンティブ契約制度

概要 製造原価の一部又は全部につき、生産性向上等により費用が低減した場合、次回以降の契約において低減額の一定割合を加算

- ・ 従前の低調な適用実績を受け、平成25年度まで累次にわたり、加算率の拡大等が改正されてきたが、10年余りが経過して、なお**申請・適用企業はごく僅少**（近年は1社のみ）であり、**制度改正が適用企業の裾野拡大に有効に作用していない**ことがうかがわれた。
- ・ 企業ヒアリングの結果、適用要件等の**制度の基本的な理解が企業に浸透していない可能性**がうかがわれた。

○ 作業効率化促進制度

概要 防衛装備庁・コンサルタント会社が企業の装備品製造等の作業現場の実態を調査・分析し、低減可能な計画工数を年度ごとに設定
当該計画工数による低減工数50%相当額を次回以降の契約に加算

- ・ 適用実績のある企業（16社）のうち、**ほぼ全社（15社）が再活用に消極的**であった。
- ・ 企業ヒアリングの結果、「品質管理上不可欠な工数が作業ロスとされるなど、作業ロスに関する認識のすり合わせ・説明が不十分で納得感がない」、「作業ロス改善の具体的な手法が十分に示されない」などの意見があり、**真に企業の作業効率化促進に結びつく運用となっているのか疑わしい実態**がうかがわれた。

○ 共同履行管理型

インセンティブ契約制度

概要 契約期間中、官民共同で履行管理を実施
契約の代金確定時において、コスト超過した場合には超過額の一定割合を官が負担し、コスト低減した場合には低減額の50%を還元

- ・ 5件の適用事業が完了しており、1件で費用増加（約2億円）・4件で費用低減（約50億円）が見られ、**現時点において一定の費用低減効果**が見られた。
- ・ 試行中であるが、**試行の総括に向けた具体的な工程が検討されていない**。

今後の改善点・検討の方向性

○ 報奨の額

- ・ 企業の費用低減努力とは全く無関係の外生的な要因による費用低減など、**理由のつかない加算を行わない仕組みに改めるべき**。
- ・ **制度概要の分かりやすい周知を徹底すべき**。

○ インセンティブ契約制度

- ・ 当面は、**制度の概要や適用事例の分かりやすい周知を徹底すべき**。
- ・ **それにより、なお適用実態が低調であるならば、本制度は企業の費用低減意欲の契機として有効に機能しているとは言い難いので廃止を検討すべき**。

○ 作業効率化促進制度

- ・ **作業ロスの具体的な改善方法を丁寧に提案する仕組みとすべき**。
- ・ 作業ロス改善の取組例を類型化して周知するなど、**企業が作業ロス改善に取り組みやすい環境を整えるべき**。

○ 共同履行管理型インセンティブ契約制度

- ・ 現状における効果を詳細に分析し、より適切な履行管理の方法や、対象となる範囲等を見直した上で、**試行の総括に向けた具体的な工程を確立すべき**。